

中世後期の春日社関連の史料の調査・分析

中嶋 愛 文学研究科人文学専攻 日本史学専門 博士前期課程2年

はじめに 調査の目的は、中世後期の春日社関連の史料のうち、未公刊史料を調査・収集し、分析を行うことである。調査は以下の日程・場所にて行われた。①2017年7月7日、奈良文化財研究所にて。②2017年8月10日から13日の間、奈良県立図書情報館にて。③2017年8月17日から18日の間、東京大学史料編纂所にて。これらの調査を通して収集した史料のうち、本稿においては春日社家日記について検討する。

春日社家日記とは 春日社家日記（以下、社家日記と記す）とは、春日社家¹⁾によって記された日記である。職務及び身の事について記され、各自の家で保管された²⁾。先行研究においても多数の社家日記が残されていることが認識されているものの、南北朝期以降の社家日記については、未だ十分に活用されていない状況にある。

そこで、本調査を通して入手した史料のうち、一例として室町後期の社家日記である「社頭諸日記」³⁾を取り上げ、内容紹介を行う。その一部については翻刻文を付す。

「社頭諸日記」について

1. 概要

記主：東地井家を出自とする権預中臣祐園。

記載期間：明応8年（1499）から明応10年（1501）。

内容：神事・祈祷関連、法会関連、神供・御供料所の管理、社司の補任、社頭の異変事に関すること、などが記載される。

以下では、社司の補任に関する記事を紹介する。

2. 内容紹介：補任をめぐる相論（表1参照）

この相論は、祐園が拝任している職に、一藪の氏人である延家が補任されるようにと、正預祐澤より主張されたことに端を発する。

表1 祐園の補任をめぐる相論の経過

No.	年	月	日	内 容
1	明応8	9	23	祐松死去
2		9	?	中臣祐園（氏人一藪）が祐松死去による闕職に補任される
3		12	18	祐園が拝賀を遂げる
4	明応9	4	26	権預の闕職には延家を補任するようにと、正預祐澤より学侶へ申入れられる
5		〃	〃	学侶の書状により補任を勧められるも、延家は承諾せず
6		5	29	学侶により権預の闕職は祐園が兼ねるよう指示される
7		6	3	「当職の事は謀略を以て拝任にあらず」との祐園による主張
8		〃	〃	学侶より社中に対し問答を行う
9		6	10	祐園より謀略ではないことが再び主張される
10		〃	〃	未補職は正預の兼帯となるも、正預は難渋の意を示す
11	明応10 文亀元	7	29	祐園と対立していた社司らが誓言連署を提出し、祐園は解官となる

出所：「社頭諸日記」、「文亀元年御神事記」（春日大社所蔵、『春日神社記録目録』日記12）をもとに作成

- 1) 中世の春日社において、社家とは神職に補任された社司と、その子息である氏人の集団を指す（永島福太郎『奈良文化の伝流』中央公論社、1944年を参照）。
- 2) 永島福太郎『春日社家日記——鎌倉期社会の一断面』（高倉書院、1947年）。
- 3) 春日大社所蔵史料。『春日神社記録目録』（官幣大社春日神社社務所、1929年）日記11。

明応8年の時点で、祐梁の権預辞退による闕職が生じていたが、祐園はその職に就かず、その後の祐松死去によって生じた闕職を拝任した(表中 No. 4)。このように、祐園が先に生じた闕職ではなく、後に生じた闕職に就いたことが、「謀略」であるか否かについて焦点とされた。そしてその中で、祐梁が辞退した権官職が「^(還 補)エリクツノ職」として認識されていたことが記されている。また、「於辰市祐梁辞退之職者御神供料所等之事内外致_二勲勞_一」(史料1)との記述もあることから、氏人が社司に補任されるにあたり、その職において神供備進を行い得るかが重視されていたことが窺える。

この事例は、当該期の社家日記、ひいてはその記主である社家について理解するにあたり、神供備進について分析することが必要となることを示唆するものとして指摘しうる。

おわりに 本稿で触れた以外の日記には、神木動座や大和国の情勢などを記しているものもあり、社家日記を分析するにあたってはさらなる分析視角も見出し得る。この点については、今後の課題としたい。

謝辞 この度の調査においては多くの方、機関にお世話になりました。特に史料の複写・使用を許可して下さった春日大社の皆様にはこの場を借りて深く感謝いたします。また、今回の報告書では引用しておりませんが、『大宮家文書』の調査・複写の入手にあたっては、所蔵者である氷室神社の大宮守人様、奈良文化財研究所の吉川聡様にもご協力いただきました。感謝申し上げます。

史料1 明応9年6月3日条(表中 No. 7)

一、其砌ニ此方ヨリ以_レ状披露寺門ニ申了、

當職事以_二謀略之儀_一、拜任之由及_二御沙汰_一候条驚歎之至候、於_二辰市祐梁辞退之職_一者御神供料所等之事内外致_二勲勞_一、臆而可_二還補_一之由祐梁寺門_ニ披露仕候、然祐松死去之職出来之間、私為_二氏人第一藹_一、拜_二任于彼職_一了、則申_二給_一 長者宣_二遂_一、拜賀候時、自_二次座_一不_レ及_二一言之支_一候、是則理運至極之故候哉、加之去文明九年正月祐前死闕職_{只今之未補同職候}出来之時、大東少輔延俊氏人第一藹之間可_二拜任_一之處、嫌_二小職_一候歎、不_二拜任_一、同十年九月延盛職之闕出来之時、延俊令_二拜任_一了、是又閣_二前之職_一、任_二後之職_一先例候、其後彼未補職五六年間正預任_レ例令_二兼帶_一了、延俊者延家親父候、可_レ有_二御尋_一候、旁以祐園當職拜任事更以不_二謀略之新儀_一候、宜_レ仰_二尽理之御衆議_一候、以_二此旨_一可_レ有_二御_一披露御集會候、恐々謹言、

六月三日 権預祐園
供目代御房

史料2 明応9年6月10日条(表中 No. 9)

當方ノ衆各□□ 延光 祐辰 祐嗣 若宮神主 此衆以_二延家方_一色々被_レ申、又延家_ニ以_二事書_一被_レ申、又其砌我等モ事書ヲ以申了、案文

當職事、先度以_二書状_一委細披露申候、無_二謀略_一之条見_二彼面_一候歎、延俊所職先年沙汰之次第次座_ニ能談之間、不_レ可_レ為_二今度例_一之由申候哉、彼能談之儀、中臣社司氏人悉令_二領納_一候歎、不番候、置文連判等在_レ之者可_レ被_二召出_一候、只親類輩二三人令_二能談_一之由恣書付候日記者不_レ可_レ為_二一社之証拠_一候哉、祐梁辞退職事、可_二還補_一之条、只非_二私之約諾_一候、可_二還補_一之由、寺門_ニ披露申、既長者殿下_江衆議御拳状被_レ進了、仍致_二申沙汰_一候時分、祐梁更不慮之大病及今春死去事者無力次第候、然間祐園當職之事、更非_二恣之拜任_一候、延俊所職之時者能談候故、不_レ及_二寺門御沙汰_一之由申候哉、於_二其時_一者正預存_二先例_一令_二兼帶_一之間、無_二相違_一候、只今者當正預寄_二事於左右_一難涉之間、及_二寺門之御沙汰_一候、任_二先例_一被_二責付_一候者何可_レ及_二豫儀_一候哉、祐園當職領依_二旧冬乱_一巨多損亡仕候間、以_二借錢借米_一遂_二大儀之拜賀_一、毎月神供迄_二去月_一令_二勲仕_一處、只今卒尔御改替候者、忽可_二逐電仕_一候、能々被_レ經_二尽理御成敗_一、當職無為之儀所_レ仰候、以_二此旨_一可_レ有_二御_一披露御集會候、恐々謹言、

六月十日 東地井権預 祐園
供目代御房 (下線は筆者による)